

**一般の結核医療に対する医療費公費負担制度**（３７条の２）

⑨



対象者

・結核指定医療機関で、主に通院による治療を受けており、他の人に感染させる恐れのない方。

・結核以外の病気を治療するために入院中で、結核の治療を受けている方。

★　対象となる医療費（結核の治療に関するもの。）

・化学療法（薬による治療）・外科的療法（手術など）・骨関節結核の装具療法・エックス線・CT検査、結核菌検査、副作用発見のための検査（血液検査・眼科検査・耳鼻科検査）等に要した費用。

・外科的療法・骨関節結核の装具療法のため、入院する場合の費用の一部とその処置費。

（注）初診料・再診料、指導料、診断書料・協力料は公費負担の対象となりません。

★　申請に必要な書類（医療機関から直接保健所へ提出されます）

１　結核医療費公費負担申請書・診断書

２　エックス線直接撮影写真（申請前3ヶ月以内に撮影したもの）

★　自己負担額

対象となる医療費のうち、９５％は患者加入の保険と公費により負担され、残り５パーセントが自己負担になります。

　　　　　(自己負担)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症法対象医療費 | **95％**  （保険・公費負担分） | **5％** |

「患者票」を医療機関・結核の薬を受け取る薬局に提示してください。

医療費公費負担は「公費負担申請書」の保健所受理日が開始日となります。



お問い合わせ・御相談は・・・